平成２７年（フ）第１０号
宮城県気仙沼市南郷22番地１
債務者　高橋　寿宗
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第１３５号
秋田市仁井田本町６丁目８番10号　シャントール・Ｓ102
債務者　杉本　　孝
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
三重県松阪市市場庄町1158番地　メゾンアンジュＤ棟202号、前住所大阪府枚方市村野高見台９番35号
債務者　増岡　省己
１　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２８号
三重県亀山市能褒野町61番地32　プチフォレスト103
債務者　山田　広隆
１　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６７８号
京都市南区吉祥院石原長田町１－１　桂川ハイツ１号館318号室、住民票上の住所京都市南区吉祥院石原長田町１番地１　桂川ハイツ１号館807号
債務者　東郷智幸こと　鄭　　智幸
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６８０号
京都市中京区押小路通衣**棚**西入上妙覚寺町207番地４
債務者　ＭＯＮＴＥ　ＲＯＳＡこと　橋本　總子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６８１号
京都市中京区押小路通衣**棚**西入上妙覚寺町207番地４
債務者　橋本　尚美
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９３号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２団地３棟802号
債務者　ＨＡＩＲ　ＳＥＡＳＯＮこと　戸塚　明則
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９４号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２団地３棟802号
債務者　戸塚　敬子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９５号
京都府向日市上植野町伴田９番地　章貴ビル４ＦＩ
債務者　上田　　康
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９７号
京都市中京区壬生上大竹町17番地　アーバンハイツ203号
債務者　餅田　　健
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
奈良市富雄元町１丁目17番３－106号
債務者　木下　理恵
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３０号
島根県江津市渡津町875番地２
債務者　西田　桂子
１　決定年月日時　平成27年８月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第６６号
福岡県飯塚市新飯塚４番17号　コンパルハイツ702号
債務者　山下　　愛（旧姓有吉）
１　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１９０号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ｃ棟１Ｆ22号
債務者　長谷川洋一
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９１号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10　市営光の園住宅Ｃ棟１Ｆ22号
債務者　長谷川啓子
１　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係